

### 文化財の定義

文化財保護法において、文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、文化的景観の6類型および文化財の保存技術、埋蔵文化財と定められています。これらの文化財のうち、重要なものを国・県・市が指定等を行い、重点的に保護されています。

本計画作成にあたっては、多様な文献資料等を収集、整理しました。加えて、各地区でのアンケート・ヒアリング調査を実施し、地区にとって大切な歴史文化遺産を抽出しました。そこには、従来の文化財類型には収まらない多様な歴史的・文化的・自然的遺産、さらに、文化財周囲の景観、地場産業、文化財を支える人々の活動、技術、施設等の周辺環境が含まれています。

調査を通して、指定等されていなくても四日市市の歴史文化に重要な意味を持っており、今後、価値を明確にし、市民等で共有していくことが望まれる未指定等文化財、従来の文化財類型に当てはまらなくても地域に残る歴史文化遺産も数多く抽出し、リスト化することができました。

そこで本計画では、まず従来の文化財類型の対象をもとに、指定等の有無によって、“指定等文化財”と“未指定等文化財”と定義し、次に、従来の類型に収まらなくても、地域の歴史文化にとって大切な遺産を“地域歴史文化遺産（地域のお宝）”と定義して、これらすべてを「四日市市の文化財」として、計画の対象とします。

